

兵庫県ギャンブル等依存症対策推進計画の特色

1 位置づけ

ギャンブル等依存症対策基本法第 13 条に規定される県計画（対策の指針）

2 対象期間

令和 3（2021）年度から 3 年間（令和 5（2023）年度まで）

3 目 標

ギャンブル等依存症で苦しむことのない、安心できる社会の実現

4 計画の特色（検討委員会での意見を反映した主な事項）

(1) ギャンブル依存症は、「否認の病」と言われており、本人及び社会に「病気」であることの認識が乏しく、広く周知することを対策の第一歩とした。

→ 行政関係者、医療関係者、福祉関係者、法律家等であっても、ギャンブル依存は、「個人の嗜好」や「自己責任の問題」と認識している者が多い

(2) ギャンブル依存症は、本人が問題や病気であることを認めないまま進行し、再発する恐れもあることから、「予防」～「発症」～「進行」～「再発」の各段階で対策を実施するシームレスな支援体制を整えることを重視した。

→ 県計画では、「予防」から一連の対策として実施。国計画では、「発症」、「進行」及び「再発」の各段階で実施

(3) 目標として「ギャンブル等依存症で苦しむことのない、安心できる社会の実現」を掲げ、県及び関係機関が実施する具体的な取り組みを取りまとめた。

→ 厚生労働省や消費者庁によるギャンブル等の実態調査が未実施の現段階においては、数値目標値を定めることは困難。

(4) 「借金をしてまでギャンブルをする（したい）」は、依存症に陥る強い兆候であり、このタイミングで支援につなげることが重要とした。

→ 競馬場やパチンコ店に、家族会主催の相談会の募集チラシやポスターを設置するなどの「真」の連携を実施する。検討会の中で合意し、既に実施済み。

(5) 県内の公営競技やぱちんこ等の実施にかかる事業者（関係事業者）の取組を記載し、より実効性のある計画としました。

→ ギャンブル等を主催する側との連携・協力を進めることで、効果的な対策の実施が可能

5 計画の構成

第 1 章 基本的な考え方

計画の趣旨、位置づけ、基本理念、現状と課題、目標、推進体制など

第 2 章 県の取組（関係機関との連携によるものを含む）

予防・普及啓発、ギャンブルの制限、治療・相談等支援、社会復帰支援など

第 3 章 関係事業者（競馬組合、遊技業協同組合等）の取組

広告・宣伝、アクセス制限、相談・治療、人材養成等の体制整備

第 4 章 今後の重点的な取組

正しい理解の促進、地域ネットワークの構築、実態把握